

京都府立学校授業力等向上ラボ支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この事業は、府立学校教職員の人材育成を図るため、中堅教職員が中心となり、共同で研究活動を行う授業力等向上ラボ（以下「ラボ」という。）の活動を支援し、教職員の自己啓発・相互啓発の意欲の高揚を図るとともに、教職員がネットワークを通じて高度かつ優れた教育実践等を共有し活用することにより、京都府の教育の充実に資することを目的とする。

(対象)

第2条 この事業の対象は、府立学校に在籍し、「京都府教員等の資質能力の向上に関する指標」に示すキャリアステージ2後半及びキャリアステージ3に該当する教職員を中心に、主体的に教育研究に取り組むために形成されたラボとする。

(ラボの形成)

第3条 ラボの形成については、次に掲げる全ての要件を満たさなければならない。

- (1) 複数校の教職員3名以上でメンバーを構成し、うち1名を代表者とする事
- (2) 指導助言者として、京都府教育委員会に勤務する指導主事等（経験者を含む）、又は府立学校の管理職員を1名以上含んでいること

(研究内容)

第4条 ラボにおける研究内容は、以下のとおりとする。

- (1) 学習指導要領の趣旨を踏まえ、主体的・対話的で深い学びの実現に向け、個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実させることにより、高度で確かな学力をはぐくみ、かつ進路の実現にも資する教科指導の研究等に関する事
- (2) 多様な障害の特性に対応できる特別支援教育及び特別支援教育の観点を踏まえた通常学級における効果的な授業の研究等に関する事
- (3) 学校教育目標等を踏まえた学校事務の専門性及びマネジメント力の向上等に関する事

(研究活動の期間)

第5条 ラボの研究活動の期間は、ラボの認定の通知日から当該年度の末日までとする。ただし、必要な場合は次年度に延長することができる。期間の延長は1回を上限とし、申請及び認定については第6条の規定によるものとする。

(申請及び認定)

第6条 この事業の参加を希望するラボの代表者は、申請書（別記第1号様式）及び名簿（別記第2号様式）を作成し、京都府教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が別に指定する日までに提出しなければならない。期間の延長を希望する場合も同様とする。

- 2 前項の規定による申請書等の提出があったときは、京都府立学校授業力等向上ラボ審査委員会（以下「審査委員会」という。）の審査を経て、教育長が認定の可否を決定するものとする。
- 3 審査委員会については、別に定める。

(研究活動の支援)

第7条 ラボの研究活動に係る経費（メンバー旅費、研究会等参加費及び図書等購入費）は、予算の範囲内において 京都府教育委員会が負担するものとする。

(研究成果の報告)

第8条 ラボの代表者は、報告書（別記第3号様式）を作成し、教育長が別に指定する日までに提出しなければならない。

(履修の単位認定)

第9条 ラボにおける研究活動は、京都府総合教育センターの単位制履修制度の対象とし、1年度ごとに単位認定を行うものとする。

(サービスの取扱い)

第10条 ラボ参加者の勤務時間中の活動は、校長の承認を得て公務として取り扱うものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年5月31日から施行する。

この要綱は、令和8年3月18日に改定し、令和8年4月1日から施行する。